

「太子町子ども・子育て支援事業計画」(案)に関するパブリックコメント
(お寄せいただいたご意見に対する町の考え方)

【意見募集期間】平成27年2月2日から平成27年3月2日まで(29日間)

「太子町子ども・子育て支援事業計画」(案)に関するパブリックコメント(意見の要旨・町の考え方)

提出者	項目区分	意見の要旨	町の考え方
A	第4章 分野別実施計画 (2)子育て費用の負担軽減	アンケート結果でもあるように、子育て支援策として、保育所等の費用負担軽減を望む意見に共感できる。町立幼稚園の利用者負担額では同じ3人目でも、子どもの年齢が離れている場合は多子軽減の制度に当てはまらない。小学3年生までという条件をなくしてほしい。	平成27年度から、幼稚園を利用する場合、本町においても国と同様に小学3年生以下の子どもで、第2子以降の保育料を減免します。今後は子ども・子育て会議等でご審議いただきながら、毎年度保育料を見直していく予定です。このたびいただいたご意見を参考にしながら検討していきたいと考えます。